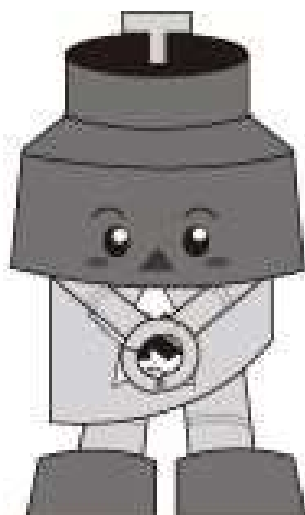


令和3年度  
並木公民館  
運営審議会



川口市立並木公民館

# 次 第

日時:令和3年7月17日(土)

午後1時30分

場所:並木公民館 会議室

1. 挨拶
2. 新任委員紹介
3. 会長選出、挨拶
4. 議 事
  - (1)令和2年度事業報告
    - ア. 公民館主催事業
    - イ. その他の事業
    - ウ. 協賛事業
  - (2)公民館の行政サービス
  - (3)令和2年度利用実績
  - (4)令和3年度事業計画
    - ア. 公民館主催事業
    - イ. その他の事業
    - ウ. 協賛事業
  - (5)公民館の施設利用の適正化について
5. 運営審議会委員名簿
6. その他

#### 4 議事

##### (1)令和2年度事業報告

###### ア. 公民館主催事業

事業名	対象	回数	内容	日程・参加人数
いきいきライフ教室 「落語」	一般	1	落語と人権 嘶家 三遊亭 愛楽	コロナウイルス感染防止のため中止
ウォーキング講座	一般	1	「正しい歩き方を学ぶ」 ※自己負担:保険代100円	コロナウイルス感染防止のため中止
ストレッチ講座	一般	4	「ストレッチを学びストレス解消」 ※自己負担:保険代100円	コロナウイルス感染防止のため中止
並木公民館運営審議会	審議会 委員	1	各種事業の企画実施等に関する ことについて、調査・審議する	令和2年7月18日(土) 委員11人
夏休み子ども工作教室	小学生	4	自然物を使い制作した作品で 遊び、物づくりの楽しさを学ぶ	コロナウイルス感染防止のため中止
夏休み子ども料理教室	小学生	2	みんなで調理を体験することで 協力することの大切さや調理する 楽しさを学ぶ	コロナウイルス感染防止のため中止
大人料理教室	一般	2	アフタヌーンティーを楽しみ、 美味しい料理のコツを学ぶ ※自己負担:材料費	コロナウイルス感染防止のため中止
市民大学「タブレット講座」	一般	5	タブレットの利用法を学び、身 近なツールとして使いこなす ※自己負担:通信費、テキスト代 1,000円	コロナウイルス感染防止のため中止

###### イ. その他の事業(共催・後援)

事業名	対象	回数	内容	日程・参加人数
三世代ふれあい事業	高齢者 小学生	1	昔遊び・軽食タイム (並木地区社会福祉協議会)	コロナウイルス感染防止のため中止
夏休み茶道体験教室	中学生 (幸並 中)	1	茶道を通じて、一期一会やお もてなしの心に触れる (並木茶和会)	コロナウイルス感染防止のため中止
並木公民館文化祭	一般	2	展示・発表・模擬店等 (並木公民館地区文化祭実行委員会)	コロナウイルス感染防止のため中止
麦味噌作り教室	一般	1	麦味噌を作る ※自己負担:材料費3,000円 (かわぐち麦MISO倶楽部)	コロナウイルス感染防止のため中止
ふれあいクッキング	高齢者 中学生	1	料理を通じて高齢者と中学生 との交流を図る (並木公民館利用団体連絡協議会)	コロナウイルス感染防止のため中止
子育て支援事業 (後援)	3歳まで の子どもと 保護者	31	おやこの遊びひろば (子育て支援課)	毎週火曜日、9時～12時 7月14日～3月31日 延424名

## ウ. 協賛事業

### ① 令和2年度並木地区体育事業

事業名	開催日及び会場	備考
卓球大会	4月19日(日) 並木公民館ホール	コロナウイルス感染防止のため中止
壮年ソフトボール大会	5月10日(月) 幸並中学校グラウンド	コロナウイルス感染防止のため中止
小学生ソフトバレーボール大会並木杯	6月14日(日) 並木公民館ホール	コロナウイルス感染防止のため中止
少年少女スポーツ親睦会 (少年ソフトボール、少女ミニバスケットボール)	6月21日(日) 並木小学校 グラウンド、体育館	コロナウイルス感染防止のため中止
少年少女スポーツ大会 (少年ソフトボール、少女ミニバスケットボール)	9月27日(日) 並木小学校 グラウンド、体育館	コロナウイルス感染防止のため中止
体育まつり	10月11日(日) 並木小学校グラウンド	コロナウイルス感染防止のため中止

### ② 令和2年度川口青木ブロック及び中央大会事業

事業名	開催日及び会場	備考
卓球大会 (青木ブロック)	5月10日(日) 体育武道センター	コロナウイルス感染防止のため中止
婦人バレーボール大会 (青木ブロック)	6月7日(日) 体育武道センター	コロナウイルス感染防止のため中止
壮年ソフトボール大会 (青木ブロック)	7月12日(日) 神根運動場	コロナウイルス感染防止のため中止

## (2) 公民館の行政サービス

### ① 令和2年度川口市廃棄物(粗大ごみ)処理手数料納付券販売業務

年・月	枚数	件数	金額
令和2年4月	6	3	1,860
5月	0	0	0
6月	2	1	620
7月	8	3	2,480
8月	1	1	310
9月	5	2	1,550
10月	9	2	2,790
11月	0	0	0
12月	6	2	1,860
令和3年1月	13	3	4,030
2月	24	7	7,440
3月	20	5	6,200
合計	94	29	29,140

取扱時間: 公民館開館日の午前9時から午後5時

### ② 令和2年度市税収納業務

税目	件数	金額
個人市県民税	0	0
固定資産税	0	0
都市計画税	0	0
軽自動車税	0	0
合計	0	0

※上記市税の納入については、現年度納期内のものに限る。

受付期間: 火曜日から金曜日の午前9時から午後2時(祝日、休館日を除く)

### ③ 令和2年度住民票の写し等の交付業務

種類	件数	金額
住民票の写し	0	0
戸籍事項証明書	0	0
合計	0	0

受付時間: 公民館開館日の午前9時から午後4時

交付時間: 受付日の翌日(翌開館日)の午前4時30分以降から午後5時

受付日の翌々日(翌々開館日)以降の午前9時から午後5時

### (3) 令和2年度利用実績

#### ① 並木公民館利用状況(年度別)

年度	開館日数	利用回数	時間帯別利用件数						使用料内訳			利用者数
			9:00~	11:00~	13:00~	15:00~	17:00~	19:00~	全徴	半徴	免除	
令和2年度	254	4,848	951	1,140	980	820	454	503	3,464	1,004	380	41,369
令和元年度	307	8,298	1,518	1,782	1,642	1,455	860	1,041	4,048	1,197	403	93,722
平成30年度	306	8,225	1,577	1,847	1,669	338	773	1,021	3,555	1,324	594	122,528

#### ② 並木公民館利用状況(部屋別)

室名	利用回数	利用者人数
ホー ル	1,060	16,374
日本間1号	396	2,221
日本間2号	9	49
講座室1号	439	2,357
講座室2号	418	2,342
会議室1号	603	3,276
会議室2号	568	3,057
料理実習室	59	478
ミーティング室	409	2,461
視聴覚室	887	8,754
合計	4,848	41,369

#### ③ 並木公民館使用料収納状況(年度別)

年度	使用料	使用件数
令和2年度	1,635,885	3,699
令和元年度	2,082,930	4,525
平成30年度	2,355,185	5,181

#### ④ 並木公民館使用料収納状況(月別)

年・月	使用料	使用件数
令和2年4月	0	0
5月	0	0
6月	112,025	255
7月	173,765	372
8月	182,695	361
9月	201,840	465
10月	206,775	452
11月	192,240	441
12月	176,055	407
令和3年1月	111,070	260
2月	120,905	306
3月	158,515	380
合計	1,635,885	3,699

(4)令和3年度事業計画

ア. 公民館主催事業

事業名	対象	回数	内容	日程等
並木公民館運営審議会	審議会委員	1	各種事業の企画実施等に関することについて、調査・審議する	7月17日
夏休み子ども工作教室	小学生	4	夏休みの児童と工作を楽しむ	コロナウイルス感染防止のため中止 (7月27・28日、8月5・6日)
ストレッチ講座	一般	3	コロナ禍での運動不足解消のため、家で簡単に出来るストレッチを学ぶ ※自己負担:保険代100円	9月2・9・16日
いきいきライフ教室 「落語」	一般	1	落語と人権 嘶家 未定	9月25日
ステンドグラス体験講座	一般	2	ステンドグラスを学び自分で制作する ※自己負担:材料費等	10月2・3日
市民大学 (現代的課題コース)	一般	4	渋沢栄一を予定	10月5・12・19・26日

イ. その他の事業(共催・後援)

事業名	対象	回数	内容	日程等
三世代ふれあい事業	高齢者 小学生	1	昔遊び・軽食タイム (並木地区社会福祉協議会)	コロナウイルス感染防止のため中止 (6月13日)
夏休み茶道体験教室	中学生 (幸並中)	1	茶道を通じて、一期一会やおもてなしの心に触れる (並木茶和会)	コロナウイルス感染防止のため中止
並木公民館文化祭	一般	2	展示・発表・模擬店等 (並木公民館地区文化祭実行委員会)	11月予定
子育て支援事業 (後援)	3歳までの子どもと保護者	44	おやこの遊びひろば (子育て支援課)	毎週火曜日、9時～12時

## ウ. 協賛事業

### ① 令和3年度並木地区スポーツ行事

事業名	開催日及び会場	備考
壮年ソフトボール大会	5月2日(日) 幸並中学校グラウンド	参加者60名 1位:1丁目、2位:2丁目 3位:3丁目・4丁目
小学生ソフトバレーボール大会並木杯	6月13日(日) 並木公民館ホール	コロナウイルス感染防止のため中止
少年少女スポーツ親睦会	6月20日(日) 並木小学校 グラウンド、体育館	少年ソフトボール 少女ミニバスケットボール(中止)
少年少女スポーツ大会	9月26日(日) 並木小学校 グラウンド、体育館	少年ソフトボール 少女ミニバスケットボール
卓球大会	10月24日(日) 並木公民館ホール	
体育まつり	10月10日(日) 並木小学校グラウンド	

### ② 令和3年度川口青木ブロック及び中央大会

事業名	開催日及び会場	備考
卓球大会 (青木ブロック)	5月9日(日) 体育武道センター	コロナウイルス感染防止のため中止
婦人バレーボール大会 (青木ブロック)	6月6日(日) 体育武道センター	コロナウイルス感染防止のため中止
壮年ソフトボール大会 (青木ブロック)	7月11日(日) 神根グラウンド	コロナウイルス感染防止のため中止
市民体育祭中央大会	9月5日(日) 芝スポーツセンター	コロナウイルス感染防止のため中止



## (5) 公民館の施設利用の適正化について

本公民館では、一部の団体に対して3か月以降の予約とホール、講座室、和室等の終日貸出の便宜を図っていましたが、公民館のルールに沿わないこと、他の団体の利用の妨げになること等の問題が懸案となっております。

今後は一部の団体に便宜を図ることを止め、川口市社会教育施設予約システム運用要綱に基づき、適切な改善を図り適正な運営を行います。

## 5 運営審議会委員名簿

令和3年度並木公民館運営審議会委員名簿

No.	氏名	公職	条例第3条関係
1	江口 隆三	並木地区連合町会長(並木2丁目町会長)	社会教育関係者
2	相上 興信	並木町1丁目町会長	
3	梅津 一義	並木3丁目町会長	
4	中島 重男	並木4丁目町会長	
5	大根田 知嘉子	並木地区連合町会婦人部長	
6	高橋 洋子	並木町1丁目町会婦人部長	
7	平野 壽子	並木3丁目町会婦人部長	
8	古宮 洋子	並木4丁目町会婦人部長	
9	小山 泰仁	川口市スポーツ推進委員協議会常任理事	
10	緑川 洋行	並木地区連合つくも会長	
11	佐野 隆之	川口市立並木小学校長	学校教育関係者
12	大場 真	川口市立幸並中学校長	
13	永瀬 正弘	並木地区連合子ども会長	家庭教育の向上に資する活動を行う者
14	古川 九一	川口市議会議員	知識経験者

※川口市公民館運営審議会条例(平成11年12月21日条例第48号)

## 6 その他

## 並木公民館施設概要

- 1 職 員 館長 1名、主査 2名、参与 1名
- 2 所在地 川口市並木2-8-2  
048-251-2288(TEL・fax)
- 3 開 館 平成22年2月1日(新公民館)
- 4 建築概要 鉄筋コンクリート造1部鉄骨造 3階建  
2,187.43㎡(延床)  
1,279.35㎡(敷地)  
駐車場8台  
おもいやり駐車場1台
- 5 開館時間 (1)火曜日から土曜日までは、午前9時から午後9時まで。  
(2)日曜日及び休日は、午前9時から午後5時まで。
- 6 休館日 (1)月曜日(休日にあたる場合は直近後の休日でない日)  
(2)年末年始(12月28日から1月4日)

7 使用料等

	定 員	9時～ 13時	13時～ 17時	17時～ 21時
ホ ー ル	294	550	1,100	1,100
日本間1号	25	140	270	410
日本間2号	5	110	220	330
講座室1号	20	140	270	410
講座室2号	20	140	270	410
会議室1号	20	140	270	410
会議室2号	20	140	270	410
料理実習室	25	220	440	660
ミーティング室	20	140	270	410
視 聴 覚 室	85	220	440	660

# 川口市公民館運営審議会条例 川口市例規集(埼玉県)

## 川口市公民館運営審議会条例 (平成11年12月21日条例第48号)

最終改正:平成24年3月27日条例第23号

改正内容:平成24年3月27日条例第23号 [平成28年12月31日]

○川口市公民館運営審議会条例

平成11年12月21日条例第48号

### 改正

平成24年3月27日条例第23号

川口市公民館運営審議会条例

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第29条第1項の規定に基づき、公民館に公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 教育委員会は、必要と認めるときは、2以上の公民館について1の審議会を置くことができる。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 知識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、公民館において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
(川口市立公民館設置及び管理条例の一部改正)
- 2 川口市立公民館設置及び管理条例(昭和46年条例第14号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)

### 附 則 (平成24年3月27日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱されている委員は、この条例による改正後の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱された委員とみなす。

